

## 令和6年度 飯山市移住支援住宅建設促進事業（新築）

### 【対象となる要件】

- ・市外から転入し、定住しようとする者。（申請時に市内に転入した日から起算して1年以内の者を含む。）
- ・申請時に市内へ転入してから5年以内で、かつ賃貸住宅に居住している者。
- ・上記いずれかの要件が満たされ、新築した住宅に5年以上居住する予定の方。
- ・要綱第3条第2項の要件全てを満たす者。
- ・工事請負契約を締結したもの。（ただし、交付申請時において工事請負契約の締結日から3年以内のものに限る。）

### 【補助額】

夫婦要件	建設用地	請負業者	補助額
住宅建設年度に夫婦のいずれかが40歳未満の世帯又は18歳以下の扶養親族を含む世帯	土地開発公社の分譲地	市内業者	150万円
		市外業者	120万円
	民有地	市内業者	100万円
		市外業者	80万円
上記以外の者	土地開発公社の分譲地	市内業者	75万円
		市外業者	60万円
	民有地	市内業者	50万円
		市外業者	40万円

※市内業者→市内に本店又は支店が所在する法人又は個人事業者

### 【補助対象者】 ※次の条件にすべて該当する方

- ・転入の日から起算して過去1年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことのない者。
- ・住宅の新築の契約を締結した者で、前住所地の市町村民税（特別区民税を含む。）に滞納がない者。
- ・新築した住宅に5年を超えて居住しようとする者。

### 【用語の解説】

- ・住 宅 独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するものをいう。
- ・新築住宅 新たに自己が居住する目的で新築する住宅で、完成の日（建築確認検査済証の発行年月日をいう。以下同じ。）から1年以内のものをいう。
- ・中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、購入した日から1年を経過し、又は居住されたことがあるものをいう。

### 【交付申請書類等】

- 1 申請者の住民票（世帯全員、続柄必要、本籍不要）  
※本市への転入の日から1年前の住所地が証明できるもの
- 2 前住所地の市町村民税の納税証明書又は完納証明書
- 3 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- 4 工事請負契約書の契約書の写し
- 5 補助対象住宅の案内図、平面図、工事費内訳書の写し
- 6 建築確認済証又は工事届の写し
- 7 その他市長が特に必要と認める書類

お問合せ先  
飯山市役所 建設水道部  
移住定住推進課 移住定住係  
TEL：0269-67-0740  
E-mail：ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp

※上記の他に要件、その他注意事項等ありますので、まずはお問い合わせください。